

○ 独立行政法人国民生活センター役員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 5 号

最終改正 令和 7 年 3 月 19 日 規程第 4 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人国民生活センターの役員の給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給とし、非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

(俸給)

第 3 条 常勤役員の俸給月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 929,000 円

(2) 理 事 768,000 円

(非常勤役員手当)

第 4 条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 監 事 111,000 円

(2) 監 事（理事長の指名する者に限る） 454,000 円

(職責手当)

第 5 条 常勤役員の職責手当の月額を、俸給の月額に 100 分の 16 の支給割合を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第 6 条 常勤役員の給与（特別手当、通勤手当及び業績給を除く。）及び非常勤役員手当は、月の初日から末日までの期間につき毎月 17 日にその月の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

る。

- (1) その日が日曜日に当たるときは、その前々日（その日が休日に当たるときは、18日）
- (2) その日が土曜日に当たるときは、その前日
(日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与（通勤手当、特別手当及び業績給を除く。）を支給する。ただし、退職した常勤役員が即日常勤役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

- 2 常勤役員が退職したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(通勤手当)

第8条 常勤役員の通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 常勤役員の通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とし、第6条に規定する日に支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて定める。

(特別手当)

第9条 常勤役員の特別手当は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日に、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれの前日）に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は

死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

2 常勤役員の特別手当の額は、俸給の月額に職責手当の月額を加えた額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び職責手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の168を乗じて得た額とする。

3 常勤役員の特別手当は、当該年度の6月30日に支給する場合においては特別手当額に50/100を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては特別手当額に50/100を乗じて得た額に、基準日前6月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

4 次の各号のいずれかに該当する常勤役員は、前2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる常勤役員あつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された（同法同条同項第1号に該当して解任されたときを除く。）

常勤役員

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる常勤役員を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された常勤役員を除く。）で、その常勤役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

5 常勤役員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱については、一般職給与法第19条の6第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項及び同項第2号、第3項第3号並びに第4項中「期末手当」とあるのは「特別手当」

と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第1項第2号中「公務」とあるのは「センター業務」と読み替える。

6 基準日前6月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程（平成15年10月1日規程第7号）第6条の2第1項又は第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。

7 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、特別手当を支給しない。

（業績給）

第9条の2 常勤役員の業績給は、主務大臣の実施する業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して1月以内に前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

2 年度の初日以外の日において新たに任命された常勤役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した常勤役員の業績給の額は、日割りによって計算する。

3 前項の日割計算をする時は、業績給の額を365日で除した額を1日分とする。

4 理事長の業績給の額は、第3条第1号に規定する俸給の月額に100分の309の割合を乗じて得た額に、次の各号に定める評価結果の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の評価結果を基本にセンターの運営状況を総合的に勘案し、調整することができる。

- | | |
|---------|----------|
| (1) S評価 | 100分の150 |
| (2) A評価 | 100分の125 |
| (3) B評価 | 100分の100 |
| (4) C評価 | 100分の75 |
| (5) D評価 | 100分の零 |

5 理事の業績給の額は、第3条第2号に規定する俸給の月額に100分の309の割合を乗じて得た額に、当該理事の業務に対する評価結果に応じて、前項各号に定める評価の区分に対応する割合を上限に、理事長が当該理事の業務に関する貢献度を総

合的に勘案して決定した割合を乗じて得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 役員の給与は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。

2 役員が給与の全部につき自己の預金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(端数の取扱い)

第11条 第7条、第9条又は第9条の2の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはその端数金額を1円として計算する。

(実施細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 センター設立の際、国民生活センター（以下「旧センター」という。）の役員として在職していた者であって、引き続きセンターの役員となった者は、旧センターの役員として在職した期間は、センターの役員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成15年11月18日規程第20号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程第3号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の規程第5条第3項の規定の適用を受けている役員に対する改正後の規程第5条第3項の規定の適用については、同条同項中「場合（当該異動の日の前日に6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から

2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成17年11月28日規程第1号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第6号）

改正 平成23年5月31日規程第1号

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける常勤役員の俸給月額又は非常勤役員手当の月額（以下この項において「俸給月額等」という。）が同日において受けていた俸給月額等（平成22年12月1日において在職している役員にあっては、当該俸給月額等に100分の99.44を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる役員には、平成23年5月31日までの間、俸給月額等のほか、その差額に相当する額を俸給又は非常勤役員手当として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の規程第5条、第9条第2項並びに第9条の2第4項及び第5項の規定の適用については、「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と独立行政法人国民生活センター役員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日規程第6号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第2項の規定による俸給の額との合計額」と、第9条第2項中「俸給及び職責手当」とあるのは「俸給（平成18年改正規程附則第2項の規定による俸給の額を含む。）及び職責手当」とする。
- 4 この規程の施行日の前1年を通じ引き続いて在職した常勤役員に対し、施行日後最初に支給する業績給の額は、改正後の規程第9条の2の規定にかかわらず、平成17年度の業務の実績をもとに同条各項の規定により算定される業績給の額から、改正前の規程第9条第2項の規定により算定される額に相当する額（この場合において「一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合」とあるのは「100分の135の支給割

合」とする。)を減じた額に相当する額とする。

- 5 改正後の規程第5条に規定する職責手当の平成19年度以降における支給割合は、同年度における一般職給与法に規定する国家公務員に対して支給する地域手当の1級地に相当する支給割合に4級地に相当する支給割合を加えて2で除した値に相当する割合とする。

附 則 (平成21年5月29日規程第3号)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。
- 2 平成21年6月30日に支給する場合における規程第9条第3項の適用については、同項中「特別手当額に50/100を乗じて得た額」を「特別手当額に50/100を乗じて得た額より、俸給の月額に職責手当の月額を加えた額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び職責手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の15を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則 (平成21年9月24日規程第5号)

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規程第8号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月10日に支給する場合における規程第9条第3項の適用については、同項中「特別手当額に50/100を乗じて得た額」を「特別手当額に50/100を乗じて得た額に、俸給の月額に職責手当の月額を加えた額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び職責手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の6を乗じて得た額を加えた額」とする。
- 3 平成21年12月10日に支給する特別手当の額は、規程第9条第2項、第3項及び前項により算定される特別手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成21年4月1日(同年4月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者)にあつては、新たに常勤役員となった日)において受けるべき俸給及び職責

手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間（以下「調整期間」という。）がある常勤役員にあつては、当該月数から当該調整期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日に在職していた常勤役員に同月支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(3) 平成21年度に支給された業績給の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年9月21日 規程第3号）

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第8号）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月10日に支給する場合における規程第9条第3項の適用については、同項中「特別手当額に50/100を乗じて得た額」を「特別手当額に50/100を乗じて得た額に、俸給の月額に職責手当の月額を加えた額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び職責手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の6を乗じて得た額を減じた額」とする。

3 平成22年12月10日に支給する特別手当の額は、規程第9条第2項、第3項及び前項により算定される特別手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日）において受けるべき俸給及び職責手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間（以下「調整期間」という。）がある常勤役員にあつては、当該月数から当該調整期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日に在職していた常勤役員に同月支給された特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

(3) 平成 22 年度に支給された業績給の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則 (平成 23 年 5 月 31 日 規程第 1 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規程第 10 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給 当該役員の俸給月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (2) 非常勤役員手当 当該役員の非常勤役員手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (3) 職責手当 当該役員の職責手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (4) 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (5) 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、規程第 9 条第 2 項及び第 3 項により算定される特別手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日 (同年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日) において受けるべき俸給及び職責手当の月額の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの月数 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間において在職しなかった期間 (以下「調整期間」という。) がある常勤役員にあつては、当該月数から当該調整期間のある月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日に在職していた常勤役員に同月支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び平成 23 年 12 月 1 日に在職していた常勤役員に同月支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- (3) 平成 23 年度に支給された業績給の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規程第 10 号)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 3 月 31 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規程第 11 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切り替えに伴う経過措置)

第 2 条 この規程の施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける常勤役員の俸給月額又は非常勤役員手当の月額(以下この項において「俸給月額等」という。)が同日において受けていた俸給月額等に達しないこととなる役員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額等のほか、その差額に相当する額を俸給又は非常勤役員手当として支給する。

附 則 (平成 27 年 8 月 12 日 規程第 3 号)

この規程は、平成 27 年 8 月 12 日から施行し、平成 27 年度に支給する業績給の額は、この規程の定めにより得た額とする。

附 則 (平成 27 年 8 月 21 日規程第 5 号)

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 7 日 規程第 272 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日までの間に支給する規程第 5 条の適用については、「100 分の 16」

を「100分の14.5」とする。

- 3 平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年2月23日 規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年2月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成30年2月28日 規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成31年2月28日 規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年2月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和2年2月28日 規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和2年12月1日 規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和4年6月1日 規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年6月に支給する特別手当の額は、第9条第2項及び第3項により算定された額から、令和3年12月に支給された特別手当の額に82分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和5年3月22日 規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年3月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和6年3月21日 規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和7年3月19日 規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年3月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。